

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年1月15日

【計算期間】 第5期中 自 2020年4月16日 至 2020年10月15日

【ファンド名】 ステート・ストリート新興国債券インデックス・オープン

【発行者名】 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高村 孝

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号

【事務連絡者氏名】 鈴木 愛

【連絡場所】 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号

【電話番号】 03 - 4530 - 7385

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1【ファンドの運用状況】

## (1)【投資状況】

(2020年10月30日現在)

種類	国/地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	アメリカ	1,700,406,731	99.63
親投資信託受益証券	日本	19,904	0.00
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		6,246,179	0.37
純資産総額		1,706,672,814	100.00

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

&lt;参考情報&gt;

親投資信託受益証券(短期国債マザーファンド)

(2020年10月30日現在)

種類	国/地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	31,806,854,200	68.15
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		14,866,567,698	31.85
純資産総額		46,673,421,898	100.00

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

## (2)【運用実績】

## 【純資産の推移】

2020年10月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間・月末		純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
第1期	(2017年 4月17日)	分配付:	332,240,275	分配付:	1.0392
		分配落:	329,362,946	分配落:	1.0302
第2期	(2018年 4月16日)	分配付:	950,496,132	分配付:	1.1177
		分配落:	950,496,132	分配落:	1.1177
第3期	(2019年 4月15日)	分配付:	2,377,306,227	分配付:	1.1136
		分配落:	2,377,306,227	分配落:	1.1136
第4期	(2020年 4月15日)	分配付:	1,845,626,126	分配付:	1.0155
		分配落:	1,845,626,126	分配落:	1.0155
2019年10月末日			1,901,545,736		1.1391
11月末日			1,912,194,973		1.1289
12月末日			2,000,516,147		1.1650
2020年 1月末日			2,048,853,428		1.1519
2月末日			2,072,117,301		1.1372
3月末日			1,796,094,721		0.9988
4月末日			1,903,306,849		1.0206
5月末日			2,063,084,009		1.0725
6月末日			2,112,002,185		1.0848
7月末日			1,775,367,512		1.0786
8月末日			1,645,535,696		1.0865
9月末日			1,659,916,970		1.0699
10月末日			1,706,672,814		1.0659

## 【分配の推移】

計算期間		一口当たりの分配金
第1期	自2016年 5月 9日 至2017年 4月17日	0.0090円

第2期	自2017年 4月18日 至2018年 4月16日	0.0000円
第3期	自2018年 4月17日 至2019年 4月15日	0.0000円
第4期	自2019年 4月16日 至2020年 4月15日	0.0000円

## 【収益率の推移】

	計算期間	収益率
第1期	自2016年 5月 9日 至2017年 4月17日	3.9%
第2期	自2017年 4月18日 至2018年 4月16日	8.5%
第3期	自2018年 4月17日 至2019年 4月15日	0.4%
第4期	自2019年 4月16日 至2020年 4月15日	8.8%
	自2020年 4月16日 至2020年10月15日	6.5%

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末の分配落基準価額（設定時は当初元本額）を控除した額を、前期末の分配落基準価額（同）で除して得た数に100を乗じて得た数です。

## 2 【設定及び解約の実績】

	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期	自2016年 5月 9日 至2017年 4月17日	361,653,081	41,949,801	319,703,280
第2期	自2017年 4月18日 至2018年 4月16日	660,151,968	129,463,841	850,391,407
第3期	自2018年 4月17日 至2019年 4月15日	1,720,924,785	436,525,779	2,134,790,413
第4期	自2019年 4月16日 至2020年 4月15日	800,232,672	1,117,600,970	1,817,422,115
	自2020年 4月16日 至2020年10月15日	384,319,151	646,222,732	1,555,518,534

(注1) 日本国外における設定、解約はありません。

(注2) 第1期の設定口数は、当初募集期間の設定口数を含みます。

### 3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2020年4月16日から2020年10月15日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

## 【中間財務諸表】

## ステート・ストリート新興国債券インデックス・オープン

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 (2020年 4月15日現在)	当中間計算期間末 (2020年10月15日現在)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
預金	4,278,933	3,320,231
金銭信託	162,446	27,407
コール・ローン	11,913,437	9,903,679
投資信託受益証券	1,830,646,459	1,671,678,979
親投資信託受益証券	19,915	19,906
派生商品評価勘定		4,800
<b>流動資産合計</b>	<b>1,847,021,190</b>	<b>1,684,955,002</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,847,021,190</b>	<b>1,684,955,002</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払解約金		1,738,392
未払受託者報酬	321,952	312,753
未払委託者報酬	965,798	938,186
未払利息	33	27
その他未払費用	107,281	104,193
<b>流動負債合計</b>	<b>1,395,064</b>	<b>3,093,551</b>
<b>負債合計</b>	<b>1,395,064</b>	<b>3,093,551</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	1 1,817,422,115	1 1,555,518,534
<b>剰余金</b>		
中間剰余金又は中間欠損金( )	28,204,011	126,342,917
(分配準備積立金)	125,880,100	86,722,209
<b>元本等合計</b>	<b>1,845,626,126</b>	<b>1,681,861,451</b>
<b>純資産合計</b>	<b>1,845,626,126</b>	<b>1,681,861,451</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>1,847,021,190</b>	<b>1,684,955,002</b>

## (2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前中間計算期間 自 2019年 4月16日 至 2019年10月15日	当中間計算期間 自 2020年 4月16日 至 2020年10月15日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	40,672,287	30,325,419
受取利息	19,613	
有価証券売買等損益	55,693,842	133,000,096
為替差損益	74,016,376	32,826,586
営業収益合計	22,369,366	130,498,929
<b>営業費用</b>		
支払利息	6,258	8,556
受託者報酬	338,573	312,753
委託者報酬	1,015,660	938,186
その他費用	315,298	256,797
営業費用合計	1,675,789	1,516,292
営業利益又は営業損失( )	20,693,577	128,982,637
経常利益又は経常損失( )	20,693,577	128,982,637
中間純利益又は中間純損失( )	20,693,577	128,982,637
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	477,124	43,068,950
期首剰余金又は期首欠損金( )	242,515,814	28,204,011
剰余金増加額又は欠損金減少額	30,238,598	25,446,816
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	30,238,598	25,446,816
剰余金減少額又は欠損金増加額	87,739,862	13,221,597
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	87,739,862	13,221,597
中間剰余金又は中間欠損金( )	206,185,251	126,342,917

## (3) 【中間注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として中間計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

## (中間貸借対照表に関する注記)

区 分	前計算期間末 (2020年 4月15日現在)	当中間計算期間末 (2020年10月15日現在)
1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	2,134,790,413円 800,232,672円 1,117,600,970円	1,817,422,115円 384,319,151円 646,222,732円
2 受益権の総数	1,817,422,115口	1,555,518,534口

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当する事項はありません。

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	前計算期間末 (2020年 4月15日現在)	当中間計算期間末 (2020年10月15日現在)
1 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありませ	中間貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありませ
2 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。  (2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。  (3)デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左  (2)有価証券 売買目的有価証券 同左  (3)デリバティブ取引 同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

## （有価証券関係に関する注記）

該当する事項はありません。

## （デリバティブ取引等関係に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

## 通貨関連

（単位：円）

区 分	種 類	前計算期間末（2020年 4月15日現在）			
		契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
		うち1年超			
市場取引以 外の取引	為替予約取引 買建 アメリカ・ドル	22,505,700		22,505,700	
	合 計	22,505,700		22,505,700	

## （注）1．時価の算定方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

- 2．換算において円未満の端数は切り捨てております。
- 3．契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
- 4．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（単位：円）

区 分	種 類	当中間計算期間末（2020年10月15日現在）			
		契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
		うち1年超			
市場取引以 外の取引	為替予約取引 買建 アメリカ・ドル	16,835,200		16,840,000	4,800
	合 計	16,835,200		16,840,000	4,800

## （注）1．時価の算定方法

(1) 中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

- 2．換算において円未満の端数は切り捨てております。
- 3．契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
- 4．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

## （1口当たり情報に関する注記）

	前計算期間末 （2020年 4月15日現在）	当中間計算期間末 （2020年10月15日現在）

1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0155 円 (10,155 円)	1.0812 円 (10,812 円)
---------------------------	------------------------	------------------------

## &lt;参考&gt;

当ファンドは「短期国債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

## 「短期国債マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## (1) 貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(2020年 4月15日現在)	(2020年10月15日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		1,162,598,664	20,119,568
コール・ローン		85,262,469,846	7,270,371,361
国債証券			43,001,869,000
流動資産合計		86,425,068,510	50,292,359,929
資産合計		86,425,068,510	50,292,359,929
負債の部			
流動負債			
未払利息		236,469	19,892
その他未払費用		486,993	1,049
流動負債合計		723,462	20,941
負債合計		723,462	20,941
純資産の部			
元本等			
元本	1	85,216,073,920	49,614,724,283
剰余金			
剰余金又は欠損金( )		1,208,271,128	677,614,705
元本等合計		86,424,345,048	50,292,338,988
純資産合計		86,424,345,048	50,292,338,988
負債純資産合計		86,425,068,510	50,292,359,929

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年4月16日から、翌年4月15日までであります。

## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
-------------------	---

## (貸借対照表に関する注記)

区 分	(2020年 4月15日現在)	(2020年10月15日現在)
1 期首元本額	78,558,608,070円	85,216,073,920円
期中追加設定元本額	92,868,581,390円	4,675,981,524円
期中一部解約元本額	86,211,115,540円	40,277,331,161円
元本の内訳		
ファンド名		
短期国債ファンドVA<適格機関投資家限定>	58,922,351,958円	22,729,111,228円
ステートストリート・ゴールドファンド(為替ヘッジあり)	98,252円	98,252円
ステート・ストリート新興国債券インデックス・オープン	19,637円	19,637円
フレックス資産配分ファンド・プラス<適格機関投資家限定>	10,532,565,524円	10,532,565,524円
債券タームスプレッド・プレミア戦略ファンド<適格機関投資家限定>	2,559,113,498円	2,559,113,498円
為替スマートベータ・プレミア戦略ファンド<適格機関投資家限定>	1,968,213,360円	1,968,213,360円
債券タームスプレッド・プレミア・ファンド<適格機関投資家限定>	10,346,604,287円	10,346,604,287円
フレックス資産配分ファンド<適格機関投資家限定>	887,107,404円	1,478,998,497円
計	85,216,073,920円	49,614,724,283円
2 受益権の総数	85,216,073,920口	49,614,724,283口

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	（2020年 4月15日現在）	（2020年10月15日現在）
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。	同左
2 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 該当する事項はありません。</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3)デリバティブ取引 同左</p>
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## （有価証券関係に関する注記）

該当する事項はありません。

## （デリバティブ取引等関係に関する注記）

該当する事項はありません。

## （1口当たり情報に関する注記）

	（2020年 4月15日現在）	（2020年10月15日現在）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0142 円 （10,142 円）	1.0137 円 （10,137 円）

#### 4【委託会社等の概況】

##### (1)【資本金の額】

(本書提出日現在)

###### 資本金の額

委託会社の資本金の額は金3億1千万円です。

###### 発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は6,200株です。

###### 発行済株式の総数

委託会社の発行済株式総数は6,200株です。

最近5年間における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

##### (2)【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行っています。

2020年10月30日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、130本であり、その純資産総額は2,183,236百万円です（親投資信託を除く、公募投資信託および私募投資信託の合計値です。）。

##### (3)【その他】

###### (1) 定款の変更

委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

その他、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。

###### (2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

## 5【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。  
また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規制」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）ならびに同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表ならびに第24期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

## 1. 財務諸表

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 (2019年3月31日現在)		当事業年度 (2020年3月31日現在)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
(資産の部)		%		%
流動資産				
預金	2,933,318		3,114,127	
有価証券	44,368		21,254	
前払金	42,741		39,342	
前払費用	15,949		9,920	
未収入金	500,748		902,862	
未収還付法人税等	2,367		-	
未収委託者報酬	617,227		660,964	
未収収益	122,922		40,244	
流動資産計	4,279,642	60.3	4,788,718	65.6
固定資産				
有形固定資産	84,968		69,492	
建物附属設備	1 66,820		59,016	
器具備品	1 18,147		10,475	
無形固定資産	0		0	
ソフトウェア	0		0	
投資その他の資産	2,732,068		2,445,819	
長期差入保証金	63,377		69,819	
繰延税金資産	2,662,416		2,369,725	
その他投資	6,275		6,275	
固定資産計	2,817,037	39.7	2,515,312	34.4
資産合計	7,096,680	100.0	7,304,030	100.0

（単位：千円）

期 別 科 目	前事業年度 （2019年3月31日現在）		当事業年度 （2020年3月31日現在）		
	金 額	構成比	金 額	構成比	
（負債の部）		%		%	
流動負債					
預り金		134,522		137,851	
未払金		286,607		350,943	
未払手数料	123,825		140,557		
その他未払金	162,781		210,386		
未払費用		1,928		11,122	
未払法人税等		1,181		3,635	
未払消費税等		27,995		72,142	
賞与引当金		57,088		67,981	
流動負債計		509,323	7.2	643,675	8.8
固定負債					
退職給付引当金		67,644		96,989	
固定負債計		67,644	1.0	96,989	1.3
負債合計		576,968	8.1	740,665	10.1
（純資産の部）		%		%	
株主資本					
資本金	310,000	6,519,711	91.9	6,563,364	89.9
利益剰余金					
利益準備金	77,500			77,500	
その他利益剰余金					
別途積立金	31,620			31,620	
繰越利益剰余金	6,100,591			6,144,244	
純資産合計		6,519,711	91.9	6,563,364	89.9
負債・純資産合計		7,096,680	100.0	7,304,030	100.0

## （２）【損益計算書】

（単位：千円）

期 別 科 目	前事業年度 自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日		当事業年度 自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日	
	金 額	構成比	金 額	構成比
		%		%
営業収益				
委託者報酬	2,337,607		2,392,782	
投資顧問収入	2,367,856		2,907,674	
その他営業収益	17,873		66,452	
営業収益計	4,723,337	100.0	5,366,908	100.0
営業費用				
支払手数料	502,719		520,256	
広告宣伝費	39,808		30,443	
公告費	1,140		1,140	
調査費	585,088		632,099	
調査費	353,007		369,545	
委託調査費	230,952		261,450	
図書費	1,129		1,102	
委託計算費	153,098		265,563	
営業雑経費	44,871		39,755	
通信費	4,783		4,801	
印刷費	9,076		15,648	
協会費	8,632		16,300	
諸会費	6,374		-	
その他	16,005		3,005	
営業費用計	1,326,726	28.1	1,489,258	27.7
一般管理費				
給料	1,315,296		1,322,366	
役員報酬	211,622		197,080	
給料・手当	876,471		848,305	
賞与	192,102		253,121	
賞与引当金繰入額	35,098		23,858	
交際費	3,029		10,725	
旅費交通費	21,095		8,872	
租税公課	6,373		8,801	
不動産賃借料	104,671		97,021	
退職給付費用	79,897		106,349	
固定資産減価償却費	21,600		22,666	
福利厚生費	116,798		126,755	
事務手数料	773,947		1,057,318	
諸経費	190,123		186,258	
一般管理費計	2,632,834	55.7	2,947,135	54.9
営業利益	763,777	16.2	930,515	17.3
営業外収益				

為替差益	-			166	
有価証券運用益	1,711			3,384	
雑収入	50			63	
営業外収益計	1,762	0.0		3,614	0.1
営業外費用					
支払利息	-			-	
為替差損	46			289	
有価証券運用損	-			4,123	
雑損失	277			490	
営業外費用計	324	0.0		4,903	0.1
経常利益	765,215	16.2		929,225	17.3
特別利益					
事業再構築費用戻入	5,262			-	
特別利益計	5,262	0.1		-	0.0
特別損失					
事業再構築費用	6,296			102,351	
事務処理損失	714			-	
ゴルフ会員権売却損	2,800			-	
特別損失計	9,811	0.2		102,351	1.9
税引前当期純利益	760,665	16.1		826,874	15.4
法人税,住民税及び事業税	530	0.0		530	0.0
法人税等調整額	269,303	5.7		292,691	5.5
当期純利益	490,831	10.4		533,652	9.9

## (3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	株 主 資 本					株主資本 合計	純資産合計
	資本金	利益剰余金			利益剰余金 合計		
		利益準備金	その他利益 剰余金				
			別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	310,000	77,500	31,620	5,609,759	5,718,879	6,028,879	6,028,879
当期変動額							
当期純利益	-	-	-	490,831	490,831	490,831	490,831
当期変動額合計	-	-	-	490,831	490,831	490,831	490,831
当期末残高	310,000	77,500	31,620	6,100,591	6,209,711	6,519,711	6,519,711

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	株 主 資 本					株主資本 合計	純資産合計
	資本金	利益剰余金			利益剰余金 合計		
		利益準備金	その他利益 剰余金				
			別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	310,000	77,500	31,620	6,100,591	6,209,711	6,519,711	6,519,711
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	(490,000)	(490,000)	(490,000)	(490,000)
当期純利益	-	-	-	533,652	533,652	533,652	533,652
当期変動額合計	-	-	-	43,652	43,652	43,652	43,652
当期末残高	310,000	77,500	31,620	6,144,244	6,253,364	6,563,364	6,563,364

## [ 重要な会計方針 ]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券 売買目的有価証券 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. 固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 リース資産以外の有形固定資産 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備                   9～10年 器具備品                         3～7年
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。  (2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異 発生の翌事業年度に一括損益処理しております。
5. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (追加情報)

(新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響に関する仮定について)

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大やそれに伴う経済活動停滞による影響は今後1年程度続くものと想定し、当社が顧客から収受する投資顧問料等に一定の影響があるとの仮定を置いております。かかる仮定に基づいた今後の業績見通し及び将来収益力等を勘案し、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づき、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討し、繰延税金資産を計上しています。

## 注 記 事 項

## （貸借対照表関係）

前事業年度 ( 2019年3月31日現在 )	当事業年度 ( 2020年3月31日現在 )
1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 54,843千円 器具備品 38,003千円	1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 68,147千円 器具備品 46,953千円
関係会社に係る注記 該当事項はありません。	関係会社に係る注記 同左

## （損益計算書関係）

前事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日	当事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月 31日
移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当事業年度にステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた調整額17,341千円は、損益計算書のその他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額773,947千円は、損益計算書の事務手数料に含まれております。	移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当事業年度にステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた調整額65,925千円は、損益計算書のその他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額1,057,318千円は、損益計算書の事務手数料に含まれております。
関係会社に係る注記 該当事項はありません。	関係会社に係る注記 同左

## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日）

## 1. 発行済株式の総数に関する事項

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	6,200株	-	-	6,200株

## 2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当ありません。

## 3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	490,000千円	利益剰余金	79,032.25円	2019年3月 31日	2019年6月 27日

当事業年度（自 2019年4月 1日 至 2020年3月 31日）

1. 発行済株式の総数に関する事項

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	6,200株	-	-	6,200株

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

（決議）	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	490,000千円	79,032.25円	2019年3月31日	2019年6月27日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	533,000千円	利益剰余金	85,967.74円	2020年3月 31日	2020年6月 25日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業、第二種金融商品取引業及び第一種金融商品取引業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については、現状必要性を想定しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託及び投資法人に関する法律により、信託銀行において分別管理される信託財産のため、当該報酬は、計理上日々の未払委託者報酬として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクは限定されております。同じく営業債権である未収投資顧問料は、概ね6か月以内に回収される債権であり、また顧客の業種等も多岐にわたり分散されていることから、顧客の信用リスクは限定されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

2019年3月31日現在

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	2,933,318	2,933,318	
(2) 未収入金	500,748	500,748	
(3) 未収委託者報酬	617,227	617,227	
(4) 預り金	134,522	134,522	
(5) 未払手数料	123,825	123,825	
(6) その他未払金	162,781	162,781	

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬、(4) 預り金、(5) 未払手数料及び(6) その他未払金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものではありません。

(注3) 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

記載すべき事項はありません。

2020年3月31日現在

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	3,114,127	3,114,127	
(2) 未収入金	902,862	902,862	
(3) 未収委託者報酬	660,964	660,964	
(4) 預り金	137,851	137,851	
(5) 未払手数料	140,557	140,557	
(6) その他未払金	210,386	210,386	

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬、(4) 預り金、(5) 未払手数料及び(6) その他未払金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものではありません。

(注3) 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

記載すべき事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度 (2019年3月31日現在)	当事業年度 (2020年3月31日現在)
売買目的の有価証券 貸借対照表計上額 44,368千円 当事業年度の損益 に含まれた評価差額 1,704千円	売買目的の有価証券 貸借対照表計上額 21,254千円 当事業年度の損益 に含まれた評価差額 4,123千円

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日	当事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月 31日
該当事項はありません。	同左

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

前事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日	当事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月 31日
2011年4月1日に確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）、確定拠出年金制度を導入いたしました。 また、2000年9月29日より退職給付信託を設定しております。	同左

## 2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日
退職給付債務の期首残高	473,087
勤務費用	51,555
利息費用	-
数理計算上の差異の発生額	52,891
退職給付の支払額	75,129
退職給付債務の期末残高	502,405

(単位：千円)

	当事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月 31日
退職給付債務の期首残高	502,405
勤務費用	57,391
利息費用	-
数理計算上の差異の発生額	53,802
退職給付の支払額	85,470
退職給付債務の期末残高	420,524

## 3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日
年金資産の期首残高	380,344
期待運用収益	2,814
数理計算上の差異の発生額	32,480
事業主からの拠出額	56,396
退職給付の支払額	75,129
年金資産の期末残高	396,905

(単位：千円)

	当事業年度	
	自	2019年4月 1日 至 2020年3月 31日
年金資産の期首残高		396,905
期待運用収益		2,938
数理計算上の差異の発生額		28,742
事業主からの拠出額		54,241
退職給付の支払額		85,470
年金資産の期末残高		339,872

## 4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度	
	自	2018年4月 1日 至 2019年3月 31日
積立型制度の退職給付債務		502,405
年金資産		396,905
		105,499
非積立型制度の退職給付債務		-
未積立退職給付債務		105,499
未認識数理計算上の差異		20,411
未認識過去勤務費用		17,443
貸借対照表に計上された負債と資産の純額		67,644

(単位：千円)

	当事業年度	
	自	2019年4月 1日 至 2020年3月 31日
積立型制度の退職給付債務		420,524
年金資産		339,872
		80,651
非積立型制度の退職給付債務		-
未積立退職給付債務		80,651
未認識数理計算上の差異		25,059
未認識過去勤務費用		8,721
貸借対照表に計上された負債と資産の純額		96,989

## 5. 退職給付費用の内訳

(単位：千円)

	前事業年度	
	自	2018年4月 1日 至 2019年3月 31日

確定給付制度に係る退職給付費用	58,810
(1)勤務費用	51,555
(2)利息費用	-
(3)期待運用収益(減算)	2,814
(4)過去勤務費用の費用処理額	8,721
(5)数理計算上の差異の費用処理額	1,347

(単位：千円)

	当事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月 31日
確定給付制度に係る退職給付費用	86,784
(1)勤務費用	57,391
(2)利息費用	-
(3)期待運用収益（減算）	2,938
(4)過去勤務費用の費用処理額	8,721
(5)数理計算上の差異の費用処理額	20,411
(6)その他	3,198

## 6．年金資産に関する事項

前事業年度（2019年3月31日現在）

年金資産の内訳

保険資産（一般勘定）	98.1%
その他	1.9%
合計	100.0%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

当事業年度（2020年3月31日現在）

年金資産の内訳

保険資産（一般勘定）	97.7%
その他	2.3%
合計	100.0%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## 7．退職給付債務等の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (2019年3月 31日現在)
(1)割引率	0.0%
(2)長期期待運用収益率	0.75%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)過去勤務費用の処理年数	発生時より 11年
(5)数理計算上の差異の処理年数	1年
	当事業年度 (2020年3月 31日現在)
(1)割引率	0.0%
(2)長期期待運用収益率	0.75%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)過去勤務費用の処理年数	発生時より 11年
(5)数理計算上の差異の処理年数	1年

## 8. 確定拠出制度

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社の確定拠出制度への要拠出額は18,720千円であります。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社の確定拠出制度への要拠出額は19,564千円 であります。

## (税効果会計関係)

前事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日		当事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月 31日	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳	
(単位: 千円)		(単位: 千円)	
繰延税金資産		繰延税金資産	
連結納税適用に伴う影響額	1,225,179	連結納税適用に伴う影響額	612,589
賞与引当金繰入超過額	14,373	賞与引当金繰入超過額	17,497
退職給付引当金	21,778	退職給付引当金	31,083
繰越欠損金	1,372,856	(注)繰越欠損金	1,652,186
その他	28,228	その他	56,367
繰延税金資産 合計	2,662,416	繰延税金資産 合計	2,369,725
繰延税金負債との相殺	-	繰延税金負債との相殺	-
繰延税金資産の純額	2,662,416	繰延税金資産の純額	2,369,725

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2019年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (*1)	-	-	-	-	-	1,372,856	1,372,856
繰延税金資産	-	-	-	-	-	1,372,856	(*2) 1,372,856

(\*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(\*2) 税務上の繰越欠損金1,372,856千円（法定実効税率を乗じた金額）について、繰延税金資産1,372,856千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断しております。

当事業年度（2020年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (*1)	-	-	-	-	-	1,652,186	1,652,186
繰延税金資産	-	-	-	-	-	1,652,186	(*2) 1,652,186

(\*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(\*2) 税務上の繰越欠損金1,652,186千円（法定実効税率を乗じた金額）について、繰延税金資産1,652,186千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断しております。

前事業年度（2019年3月 31日現在）		当事業年度（2020年3月 31日現在）	
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳	
法定実効税率	30.6%	法定実効税率	30.6%
交際費等永久に損金に 算入されない項目	5.3%	交際費等永久に損金に 算入されない項目	5.1%
その他	0.5%	その他	0.3%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	<u>35.4%</u>	税効果会計適用後の 法人税等の負担率	<u>35.4%</u>

## （資産除去債務関係）

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

## (1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

## (2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

## (3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は35,341千円であります。資産除去債務の総額は当事業年度において、変動は有りません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

## (1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

## (2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

## (3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は35,341千円であります。資産除去債務の総額は当事業年度において、変動は有りません。

## （セグメント情報）

## 1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

## 2. セグメント関連情報

## 1. 商品及びサービスに関する情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域に関する情報

## 営業収益

本邦に所在している顧客への収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除外しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客に関する情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

## （報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)  
該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)  
該当事項はありません。

(関連当事者情報)

関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等  
該当事項はありません。

(2) 同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

前事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日											
種 類	会社等の 名称	所在地	資本金又 は 出資金	事業の内 容 又は 職業	議決権の所 有（被所有） 割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引 金額 （千円）	科目	期末 残高 （千円）
						役員の兼 任等	事業上の関 係				
同一の親 会社を持 つ会社	ステート・ス トリート・ハン ク・アンド・カ パニー	米国 マサチューセツ 州ボストン市	29百万 米ドル	銀行、投 資顧問、 投資信託 委 託 業 務、及び それらの 関連業務	なし	なし	助言などの 投資顧問サ ビスの提供 並びに受入 れ	ソフトウェア 使用料の支払	229,260	前払金	8,051
								投資顧問料の 支払	164,709		
								ソフトウェアの 使用契約 人件費等の支 払	135,677		
								事務手数料の 受取 人件費等及 び事務手数 料の支払	17,341 773,947		
	ステート・ス トリート信託銀 行株式会 社	東京都港 区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計 理の事務サ ビスの受入 れ	投資信託計理 業務委託	35,235	前払金	34,689
						兼職社員の 人件費支払 等	人件費等の支 払	159,558			
	ステート・ス トリート・グロ ーバル・アド バイザー ズ・ユナイテッ ド・キングダ ム	英国 ロンドン	62百万ポ ンド	投資顧 問、投資 信託委託 業務	なし	なし	投資顧問サ ビスの受入 れ	投資顧問料の 支払	16,146	-	-
	ステート・ス トリート・グロ ーバル・アド バイザー ズ・シンガ ポール	シンガポ ール市	136万シン ガポール ドル	投資顧問 業	なし	なし	投資顧問サ ビスの受入 れ及びETF 商品の紹 介	紹介料の受取 投資顧問料の 支払	531 19,937	-	-

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
2. 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3. 役員料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて支払われております。
4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
5. ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて計算されております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月 31日														
種 類	会社等の 名称	所在地	資本金又 は 出資金	事業の内 容 又は 職業	議決権の所 有（被所有） 割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)			
						役員の兼 任等	事業上の関 係							
同一の親 会社を持 つ会社	ステート・ス トリート・バ ンク・アド トラスト・カ パニー	米国 マサチューセツ 州ボストン市	29百万 米ドル	銀行、投 資顧問、 投資信託 委 託 業 務、及び それらの 関連業務	なし	なし	なし	助言などの 投資顧問サ ビスの提供 並びに受入 れ	ソフトウェア 使用料の支払	309,576	前払金	694		
									投資顧問料の 支払	189,363				
								ソフトウェ アの使用契 約	人件費等の支 払	129,383			未払金	18,808
								人件費等及 び事務手数 料の支払	事務手数料の 受取	65,925				
	事務手数料の 支払	1,057,318												
	ステート・ス トリート信託銀 行株式会 社	東京都港 区	25億円	銀行業	なし	なし	なし	投資信託計 理の事務サ ビスの受入 れ	投資信託計理 業務委託	37,991	前払金	38,648		
							兼職社員の 人件費支払 等	人件費等の支 払	138,065					
	ステート・ス トリート・グロ ーバル・アド バイザー ズ・リミテ ッド・キنگダ ム	英国 ロンドン	62百万ポ ンド	投資顧 問、投資 信託委託 業務	なし	なし	なし	投資顧問サ ビスの受入 れ	投資顧問料の 支払	13,752	-	-		
	ステート・ス トリート・グロ ーバル・アド バイザー ズ・シガ ポール	シガポール シガポール 市	136万シガ ポールドル	投資顧問 業	なし	なし	なし	投資顧問サ ビスの受入 れ及びETF 商品の紹 介	紹介料の受取 投資顧問料の 支払	526 22,050	-	-		

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
- 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
- 役員料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて支払われております。
- 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
- ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて計算されております。

## 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

ステート・ストリート・コーポレーション（ニューヨーク証券取引所に上場）

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インク（非上場）

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス（非上場）

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

## (2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

## （1株当たり情報）

前事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日	当事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月 31日
1株当たり純資産 1,051,566円42銭 1株当たり当期純利益 79,166円44銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	1株当たり純資産 1,058,607円22銭 1株当たり当期純利益 86,073円06銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日	当事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月 31日
当期純利益（千円）	490,831	533,652
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式にかかる当期純利益（千円）	490,831	533,652
期中平均株式数（株）	6,200	6,200

## （重要な後発事象）

前事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日
該当事項はありません。

当事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月 31日
該当事項はありません。

## (1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

科 目	期 別	第24期中間会計期間末 (2020年9月30日現在)	
		金 額	構成比
(資産の部)			%
流動資産			
預金			3,412,150
有価証券			22,205
前払金			50,496
前払費用			15,233
未収入金			681,858
未収委託者報酬			625,087
未収収益			356,269
流動資産計			5,163,300
流動資産計			68.8
固定資産			
有形固定資産			59,326
建物附属設備	1	52,073	
器具備品	1	7,252	
無形固定資産			0
ソフトウェア		0	
投資その他の資産			2,287,499
長期差入保証金		67,230	
繰延税金資産		2,213,993	
その他投資		6,275	
固定資産計			2,346,825
固定資産計			31.2
資産合計			7,510,126
資産合計			100.0
(負債の部)			%
流動負債			
預り金			30,857
未払金			774,451
未払手数料		147,653	
その他未払金		626,798	
未払費用			11,165
未払法人税等			1,831
未払消費税等	2		90,325
賞与引当金			202,413
流動負債計			1,111,044
流動負債計			14.8
固定負債			
退職給付引当金			89,098
固定負債計			89,098
固定負債計			1.2
負債合計			1,200,143
負債合計			16.0
(純資産の部)			%
株主資本			6,309,982
資本金		310,000	
利益剰余金		5,999,982	
利益準備金		77,500	
その他利益剰余金			
別途積立金		31,620	
繰越利益剰余金		5,890,862	
純資産合計			6,309,982
純資産合計			84.0
負債・純資産合計			7,510,126
負債・純資産合計			100.0

## (2) 中間損益計算書

(単位:千円)

科 目	第24期中間会計期間		構成比
	自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月30日		
	金額		%
営業収益			
委託者報酬		1,202,593	
投資顧問収入		1,410,901	
その他営業収益	1	38,003	
営業収益計		2,651,497	100.0
営業費用・一般管理費			
営業費用		686,141	
支払手数料	299,305		
その他営業費用	386,836		
一般管理費	2	1,525,243	
営業費用・一般管理費計		2,211,385	83.4
営業利益		440,111	16.6
営業外収益		1,052	0.0
営業外費用		838	0.0
経常利益		440,325	16.6
特別損失		4,711	0.2
税引前中間純利益		435,613	16.4
法人税,住民税及び事業税		265	0.0
法人税等調整額		155,731	5.9
中間純利益		279,617	10.5

## (3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位:千円)

	株 主 資 本						純資産 合計
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計	
		利益 準備金	その他利益 剰余金		利益剰余金 合計		
			別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	310,000	77,500	31,620	6,144,244	6,253,364	6,563,364	6,563,364
当中間期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	533,000	533,000	533,000	533,000
中間純利益	-	-	-	279,617	279,617	279,617	279,617
当中間期変動額合計	-	-	-	253,382	253,382	253,382	253,382
当中間期末残高	310,000	77,500	31,620	5,890,862	5,999,982	6,309,982	6,309,982

## 〔重要な会計方針〕

	第24期中間会計期間 自 2020年4月1日 至 2020年9月30日
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 売買目的有価証券 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. 固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。  建物附属設備 9～10年 器具備品 3～7年
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間に負担すべき金額を計上しております。  (2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異 発生の翌事業年度に一括費用処理しております。
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (追加情報)

(新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響に関する仮定について)

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大やそれに伴う経済活動停滞による影響は今後1年程度続くものと想定し、当社が顧客から収受する投資顧問料等に一定の影響があるとの仮定を置いております。かかる仮定に基づいた今後の業績見通し及び将来収益力等を勘案し、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づき、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討し、繰延税金資産を計上しています。

## 注 記 事 項

## （中間貸借対照表関係）

第24期中間会計期間末 (2020年9月30日 現在)	
1. 有形固定資産の減価償却累計額	
建物附属設備	75,090 千円
器具備品	50,177 千円
2. 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。	

## （中間損益計算書関係）

第24期中間会計期間 自 2020年4月1日 至 2020年9月30日	
1. 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当中間会計期間に、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた調整額37,877千円は、損益計算書のその他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額610,748千円は、損益計算書の事務手数料に含まれております。	
2. 減価償却実施額	
有形固定資産	10,422千円

## （中間株主資本等変動計算書関係）

第24期中間会計期間 自 2020年4月1日 至 2020年9月30日					
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項					
株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)	
普通株式	6,200			6,200	
2. 当中間会計期間中に行った剰余金の配当に関する事項					
決議	株式の種類	配当金の 総額	1株あたりの 配当額	基準日	効力発生日
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	533,000 千円	85,967.74円	2020年3月31日	2020年6月25日

## （金融商品関係）

第24期中間会計期間

自 2020年4月1日

至 2020年9月30日

## 1. 金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	3,412,150	3,412,150	
(2)未収入金	681,858	681,858	
(3)未収委託者報酬	625,087	625,087	
(4)未収収益	356,269	356,269	
(5)未払手数料	147,653	147,653	
(6)その他未払金	626,798	626,798	

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

## (1)預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (2)未収入金、(3)未収委託者報酬、(4)未収収益、(5)未払手数料及び(6)その他未払金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## （有価証券関係）

第24期中間会計期間末

（2020年9月30日 現在）

## 売買目的の有価証券

貸借対照表計上額 22,205千円

当中間会計期間の損益に含まれた評価差額 950千円

## （資産除去債務関係）

第24期中間会計期間末

（2020年9月30日 現在）

資産除去債務の総額の期中における増減はありません。

## （デリバティブ取引関係）

第24期中間会計期間末

（2020年9月30日 現在）

当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

## (セグメント情報等)

第24期中間会計期間末  
(2020年9月30日 現在)

## (セグメント情報)

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

## (セグメント関連情報)

## 1. 商品およびサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦に所在している顧客への収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除いております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

## (報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

## (報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

## (報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

## （1株当たり情報）

第24期中間会計期間 自 2020年4月1日 至 2020年9月30日	
1株当たり純資産額	1,017,739円12銭
1株当たり中間純利益	45,099円63銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	
注）1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
第24期中間会計期間 自 2020年4月1日 至 2020年9月30日	
中間純利益（千円）	279,617
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式にかかる中間純利益（千円）	279,617
期中平均株式数（株）	6,200

## （重要な後発事象）

第24期中間会計期間 自 2020年4月1日 至 2020年9月30日	
該当事項はありません。	

## 独立監査人の監査報告書

2020年6月29日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 伊藤 雅人

業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。  
監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の中間監査報告書

2020年12月18日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 伊藤 雅人

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適応される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の中間監査報告書

2020年11月25日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているステート・ストリート新興国債券インデックス・オープンの2020年4月16日から2020年10月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ステート・ストリート新興国債券インデックス・オープンの2020年10月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2020年4月16日から2020年10月15日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に

対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 . 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。